平成２６年（フ）第３４３９号
東京都足立区梅田２丁目17―３
債務者　大谷　郁恵
1　決定年月日時　平成26年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月10日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月10日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３４４４号
東京都八王子市子安町４丁目４―12―202
債務者　佐藤　浩
1　決定年月日時　平成26年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月10日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月10日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３４４５号
東京都西東京市ひばりが丘北４丁目３－２－303
債務者　佐々木弘美（旧姓渡邊）
1　決定年月日時　平成26年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月10日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月10日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３４５５号
東京都板橋区高島平１丁目43―14―303
債務者　飯野　奈実
1　決定年月日時　平成26年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月10日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月10日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３４６０号
東京都目黒区八雲３丁目３－９　ストーク八雲Ａ棟102
債務者　濱田　陽子
1　決定年月日時　平成26年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月10日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月10日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３４６７号
東京都東久留米市滝山７丁目１―19―202
債務者　水戸　康夫
1　決定年月日時　平成26年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月10日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月10日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３４６８号
埼玉県和光市下新倉４丁目３―55　志幸ホームⅢ203
債務者　米谷　聖子（旧姓田中）
1　決定年月日時　平成26年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月10日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月10日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３４６９号
東京都杉並区方南２丁目24―７―203
債務者　一井　桂子（旧姓上石）
1　決定年月日時　平成26年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月10日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月10日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３４７３号
東京都板橋区常盤台１丁目63―７―201
債務者　小野　佑亮
1　決定年月日時　平成26年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月10日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月10日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第４７１号
横浜市西区浅間町２丁目108番地15　近藤レジデンス202号
債務者　平山　文男
1　決定年月日時　平成26年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月10日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第５０７号
横浜市鶴見区梶山２丁目25番13号　エステート梶山101
債務者　園田　輝敏
1　決定年月日時　平成26年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月10日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第５０８号
横浜市栄区飯島町527番地　飯島団地４街区２棟101号
債務者　小井　勇夫
1　決定年月日時　平成26年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月10日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第４９５号
横浜市南区白妙町３丁目34番地　レイハウスⅡ202号室
債務者　泉　かおり
1　決定年月日時　平成26年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月12日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月13日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第８号
熊本県人吉市五日町43番地オリンピアビル301号室
債務者　松田　由美
1　決定年月日時　平成26年４月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月12日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月13日午前10時
熊本地方裁判所人吉支部

平成２６年（フ）第９９号
静岡市清水区平川地22番12号　狐ヶ崎第一マンション205
債務者　杉山　智之
1　決定年月日時　平成26年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月23日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月23日午前11時
静岡地方裁判所民事第２部